（別紙）

施設の長寿命化のための活動内容の審査について

１　基本的な考え方

・県要綱基本方針では、施設の長寿命化のため活動の対応について下記のとおりとしているため、200 万円／工事以上の実施を認める要件の審査方法を示すものである。

> 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の工事１件当たりの費用は、原則 200 万円未満とする。
> ただし、以下の要件を満たす場合に限り、200 万円／工事以上の実施を認めるものとする。
> ① 対象施設
> ア　水路、農道、ため池（受益面積２ha 未満）
> 　農業農村整備事業管理計画を見直しても予算規模等から５年以内の事業化が困難な場合。
> イ　ため池（受益面積２ha 以上）
> 　農業農村整備事業で事業化が困難な場合。

２　「事業化が困難な場合」の審査方法

１）審査対象

・長寿命化整備計画書に位置付けられている、１工事当たり 200 万円以上の工事。
・機能診断の結果、新たに１工事当たり 200 万円以上となる見込みの水路・農道等の施設。

２）審査時期

・要望量調査の前までに審査を行う。
- 工事実施前年度の 12 月まで（第１回要望量調査（１月下旬）までに審査）
- 工事当該年度の５月まで（第２回要望量調査（６月下旬）までに審査）

３）審査の流れ

「多面的機能支払交付金における長寿命化に係るフロー図」に沿って審査を実施。

【活動組織】
・チェックリスト及び添付資料を作成のうえ、市町村に提出。

【市町村】
・活動組織から提出されたチェックリスト及び添付資料をもとに、他事業で実施可能か審査。
・審査票を総合支庁に提出する。

【総合支庁／県】
・市町村から提出されたチェックリストを確認。

４）審査内容

【活動組織】

・「①長寿命化に係る工事１件の考え方」を参考に、200 万円以上に該当するか確認

・工事１件当たり 200 万円以上となった場合は、「②チェックリスト」に【1.基本情報】【2.工事の概要】を記載、【3.工事内容チェック】をチェック（合意、緊急性の有無）のうえ、市町村に提出。

・チェックリストに併せて、添付資料の「長寿命化整備計画書（位置図含）」、「多面的機能支払による長寿命化工事の概要」（別紙様式）、「機能診断の結果記録」を市町村に提出する。

【市町村】

・「審査票に係るフロー図」に沿って審査を実施。

・提出されたチェックリスト・添付資料及び「③他事業の要件等」を参考に、チェックリストの【3.工事内容チェック】をチェック、【4.市町村による事業化の判断】をチェック及び理由を記載のうえ、次の３つのいずれが適当かを判断する。

１）多面交付金の長寿命化工事として実施可能か。

２）農業農村整備事業や地方単独事業で実施可能か（＝事業化が可能か）。

３）いずれの方法でも実施が困難か。

・判断が難しい場合は、県に協議を依頼し、判断を確認する。

【総合支庁／県】

・市町村の審査内容を確認。

・市町村で判断が難しい内容があった場合に相談対応。

５）審査後の手続き

【活動組織】

〇長寿命化で実施する場合

・県からの技術的指導への対応。

・県の技術的指導の承認があった後に多面的交付金の長寿命化工事を実施。

〇他事業で実施する場合

・既に長寿命化整備計画書が市町村長の認定を受けている場合は、活動計画書の変更を行う。

・事業化に向けて、市町村・土地改良区と協議。

〇当面見送りの場合

・実施内容及び時期の再検討。必要に応じて活動計画書の変更を行う。

【市町村】

〇長寿命化要望量の精査・県への報告（重要）

・多面的機能支払交付金の要望量調査（予定）

- 前年度１月下旬
- 当該年度６月下旬

・市町村は、活動組織から提出された内容を審査し、事業化可否・実施可能性を確認したうえで、要望量を精査し、県に報告する。

〇長寿命化で実施する場合
・県に対して技術的指導を依頼。
〇他事業で実施する場合
・事業化に向けて、活動組織・土地改良区・県と協議。

【総合支庁／県】
〇長寿命化で実施する場合
・工事内容について技術的指導を実施。
〇他事業で実施する場合
・事業化に向けて、市町村・土地改良区に助言、指導。

※　農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（共同）により施設の長寿命化のための活動を実施する場合についても、同様の取扱いとする。